令和2年	12 月定例議会 議案概	要担当課	税務	課	種別	条例
議案番号	議案第 147 号 議案	名	等の一部をご 整理に関する			
目 的	地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)が令和2年3月31日に公布され、令和3年1月1日から施行されることに伴い、関係条例の一部を改正するもの。					
内容	1 概要 令和2年度税制改正において、市中金利の実勢を踏まえ、還付加算金等の割合の引下げが行われ、令和2年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号。)による地方税法附則第3条の2の改正により、地方税における延滞金及び還付加算金の割合等の見直しが次のとおり行われた。 ・「特例基準割合」について引下げ(+1% +0.5%) ・国税の改正にあわせて用語を見直し 延滞金及び還付加算金の取扱いに関し、地方税法を準用している関係条例を次のとおり改正する。 〈還付加算金〉 用語改正(特例基準割合 還付加算金特例基準割合)及び率の引き下げ1% 0.5% 琴浦町後期高齢者医療に関する条例					
	<延 滞 金> 用 琴浦町税外収入	•			基準割合)
	延滞利息としての 滞金(徴収の猶予等の 改正前の水準を維持す	場合及び納期	限の延長の場			
補足事項	施行日 令和3年1月	1日				